定期積金（スーパー積金）規定　変更履歴

【改定日　令和８年10月１日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
２．証券類の受入れ	**２．（証券類の受入れ）** （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行庫の支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	**２．（証券類の受入れ）** （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	他行庫の手形・小切手のお預入れができなくなりました。

【改定日　令和５年10月２日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
９．取引の制限等	**９．（取引の制限等）** （1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合、または預金者に送達されなかった場合には、本規定１６条の通知等に基づき到達されたとみなし、本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限する場合があります。 （2）日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を再度の取引時確認により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合、本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。なお、中長期在留者の取引時確認は在留カードに限定いたします。 （3）第１項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した場合には、当金庫は本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。	**９．（取引の制限等）** （1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合、または預金者に送達されなかった場合には、本規定１６条の通知等に基づき、到達されたとみなし、入金、払戻し、振込み等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限する場合があります。 （2）日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を再度の取引時確認により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し、振込み等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。なお、中長期在留者の取引時確認は在留カードに限定いたします。 （3）第１項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。 Ａ．不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引 Ｂ．外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般 Ｃ．当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引	預金がマネロン、テロ資金供与等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用される恐れがあると当金庫が判断した場合、入金・出金・振込等の取引制限をかけることをより明確にいたしました。

10．解約	**10．（解　約）** （1）～（2）省略 （3）次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。 ①～③ 省略 ④　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合	**10．（解　約）** （1）～（2）省略 （3）次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。 ①～③ 省略 ④　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合	預金がマネロン、テロ資金供与等に抵触する取引に利用され、またはその恐れがあると当金庫が認めた場合、マネロン等防止の観点から預金口座の解約が可能であることをより明確にいたしました。
11．届出事項の変更、通帳の再発行等	**11．（届出事項の変更、通帳の再発行等）** （1）通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。	**11．（届出事項の変更、通帳の再発行等）** （1）通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。	一部書面に限定しない届出の取扱い開始により変更しました。